

# 放送大学附属図書館長選考規程

平成5年1月20日

放送大学規程第6号

改正 平成15年10月1日、令和2年9月23日

## (目的)

第1条 この規程は、附属図書館長（以下「館長」という。）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (館長候補者の選考)

第2条 館長の候補者（以下「館長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

## (選考の時期)

第3条 館長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 館長の任期が満了するとき。
- 二 館長が辞任を申し出たとき。
- 三 館長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合は、原則として任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合は、その事由が生じた後速やかに行うものとする。

## (再選考)

第4条 館長候補者が辞退し、又は館長に就任することができなかったときは、前2条の規定により再選考を行う。

## (任期)

第5条 館長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が任期の途中において放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号）第3条第1項、第6項又は附則第2項の規定による任期の満了により退職することとなる場合は、前項の任期は当該退職の日までとする。

## (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

## 附 則

この規程は、平成5年1月20日から施行し、平成5年4月1日以降就任する館長候補者の選考から適用する。

## 附 則（平成15年10月1日）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

## 附 則（令和2年9月23日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。